

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

結城市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、低所得者への緊急的な支援として給付金を支給する。 また、定額減税の実施と併せて、それを補足する給付及び、新たな低所得者支援給付を行う。 さらに前述のことに加え、令和6年12月17日に成立した、国の令和6年度補正予算に基づく低所得世帯支援給付及び不足額給付を行う。
③システムの名称	物価高騰重点支援給付金管理システム、共通宛名システム、個人住民税システム、住民記録システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰対応重点支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部 社会福祉課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 社会福祉課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="margin-left: 20px;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[<input type="radio"/>] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [] <div style="margin-left: 20px;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [<input type="checkbox"/> 十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [<input type="checkbox"/> 十分である]
判断の根拠	全庁的な研修計画に基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)に対し教育研修を実施しており、確実な受講が求められている(未受講者に対しては、受講完了するまで再受講の案内が継続される。)。また、職場内でも事務手順の情報共有を徹底し、ヒヤリハット事案、もしくは懸念されるようなリスクを認知した場合は、事務手順の改善を図っている。以上のことから、「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月29日	事務の概要	物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和5年度住民税非課税	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、低所	事前	
令和6年5月29日	対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和6年5月29日	いつ時点の計数か(対象人数)	令和6年3月11日時点	令和6年6月3日時点	事前	
令和7年1月21日	事務の概要	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、低所得者への緊急的な支援として給付金を支給する。 また、定額減税の実施と併せて、それを補足する給付及び、新たな低所得者支援給付を行う。	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、低所得者への緊急的な支援として給付金を支給する。 また、定額減税の実施と併せて、それを補足する給付及び、新たな低所得者支援給付を行う。 さらに前述のことに加え、令和6年12月17日に成立した、国の令和6年度補正予算に基づく低所得世帯支援給付を行う。	事前	
令和7年1月21日	個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一(第101項) ・番号法別表第一の主務政令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第38号)第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表135の項	事前	
令和7年1月21日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表二の121項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第59条の4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事前	
令和7年6月26日	事務の概要	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、低所得者への緊急的な支援として給付金を支給する。 また、定額減税の実施と併せて、それを補足する給付及び、新たな低所得者支援給付を行う。 さらに前述のことに加え、令和6年12月17日に成立した、国の令和6年度補正予算に基づく低所得世帯支援給付を行う。	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、低所得者への緊急的な支援として給付金を支給する。 また、定額減税の実施と併せて、それを補足する給付及び、新たな低所得者支援給付を行う。 さらに前述のことに加え、令和6年12月17日に成立した、国の令和6年度補正予算に基づく低所得世帯支援給付及び不足額給付を行う。	事前	
令和7年6月26日	いつ時点の計数か(対象人数)	令和6年6月3日時点	令和7年1月1日時点	事前	